

東大阪市上下水道局入札参加停止要綱

令和元年 6 月 1 日

東大阪市上下水道局内規第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、上下水道局(以下「局」という。)が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務、物品・委託役務関係業務等(以下「局発注工事等」という。)の契約の適正な履行を確保するため、東大阪市入札参加有資格業者(以下「有資格業者」という。)の入札参加停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加停止)

第 2 条 有資格業者が別表第 1 各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、同表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について入札参加停止を行うものとする。

2 一般競争入札を実施しようとするときは、前項の規定により入札参加停止の措置を受けている有資格業者の当該入札への参加資格を認めないものとし、指名競争入札を実施しようとするときは、当該入札参加停止業者を指名しないものとする。

3 一般競争入札を実施しようとする場合に、有資格業者が当該入札への参加資格を認められた後に入札参加停止業者となったときは、当該業者を入札に参加させないものとし、指名競争入札を実施しようとする場合に、当該入札参加停止業者を指名しているときは、その指名を取り消すものとする。また、落札候補者であること又は落札決定の通知をしているときは、これを取り消すものとする。

(下請負人等及び共同企業体等に関する入札参加停止)

第 3 条 前条第 1 項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責を負うべき有資格業者である下請負人又は局が承認した再委託先(以下「下請負人等」という。)があることが明らかになったときは、当該下請負人等について、元請負人又は受託者の入札参加停止期間の範囲内で期間を定め、入札参加停止を併せて行うものとする。

2 前条第 1 項の規定により共同企業体又は事業協同組合(以下「共同企業体等」という。)

について入札参加停止を行うときは、当該共同企業体等の有資格業者である構成員又は組合員（明らかに当該入札参加停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体等の入札参加停止期間の範囲内で期間を定め、入札参加停止を併せて行うものとする。

- 3 前条第1項又は前2項の規定による入札参加停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体については、当該入札参加停止期間の範囲内で期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

（入札参加停止期間の特例）

第4条 有資格業者が同一の事案により別表第1各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の合計をもって入札参加停止期間とする。ただし、その期間は36月を超えないものとする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかの措置要件に該当することとなった場合の入札参加停止期間は、当該各号にそれぞれ定める期間とする（同一の事案により措置要件に該当することとなった場合を除く。）。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月に切り上げるものとする。

(1) 有資格業者が別表第1各号のいずれかの措置要件に該当して受けた入札参加停止期間満了後1年を経過するまでの間（入札参加停止期間中である場合を含む。）に同表各号のいずれかの措置要件に該当することとなった場合の入札参加停止期間は、当該該当することとなった措置要件について定められている入札参加停止期間の1.25倍の期間とする（次項に該当する場合を除く。）。ただし、有資格業者が上記の措置要件に該当することとなったもととなる事実又は行為が、当初の入札参加停止を行う前のものである場合は、適用せず、その期間は36月を超えないものとする。

(2) 有資格業者が別表第1第10号から第17号までのいずれかの措置要件に該当して受けた入札参加停止期間満了後3年を経過するまでの間（入札参加停止期間中である場合を含む。）に同表第10号から第17号までのいずれかの措置要件に該当することとなった場合の入札参加停止期間は、当該該当することとなった措置要件について定められている入札参加停止期間の1.5倍の期間とする。ただし、有資格業者が上記の措置要件に該当することとなった事実又は行為が、当初の入札参加停止を行う前のものである場合は、適用しない。また、その期間は36月を超えないものとする。

- 3 有資格業者が別表第1第16号及び17号に該当した場合において、課徴金減免制度

が適用され、その事実が公表されたときの入札参加停止期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の2分の1の期間とする。ただし、課徴金減免制度が適用された事実が入札参加停止期間の2分の1を経過後に明らかになった時の入札参加停止期間は、当該事実が確認できた日までとする。

- 4 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表第1各号の規定による入札参加停止期間未満の期間を定める必要があると認めるときは、東大阪市上下水道局建設工事契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経て、入札参加停止期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。
- 5 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表第1各号の規定による入札参加停止期間を超える入札参加停止期間を定める必要があると認めるときは、審査委員会の審議を経て、入札参加停止期間を当該期間の2倍まで延長することができる。ただし、その期間は36月を超えないものとする。
- 6 入札参加停止業者に情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、審査委員会の審議を経て、別表第1各号及び前各項に定める期間の範囲内で入札参加停止期間を変更することができる。ただし、その期間は36月を超えないものとする。
- 7 有資格業者が入札参加停止期間中、同一の事案により別表第1各号の措置要件の2以上に該当したときは、第1項に基づき入札参加停止期間を変更することができる。
- 8 入札参加停止期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。
（入札参加停止の継承）

第5条 有資格業者から入札参加停止等措置（警告又は注意の喚起を含む。）を受ける原因となった部門を、相続、合併、会社分割、事業譲渡等により実質的に継承したと認められる有資格業者（以下「承継人」という。）があるときは、承継人に対しても入札参加停止等の措置（既に期間が満了した措置を含む。）を行うものとする。

（入札参加停止の通知）

第6条 第2条第1項若しくは第3条各項の規定により入札参加停止を行い、又は第4条第8項の規定により入札参加停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

- 2 前項の規定により入札参加停止の通知をする場合において、当該入札参加停止の事由

が局発注工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第 7 条 入札参加停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ上下水道事業管理者の承認を受けたときはこの限りでない。

(下請等の禁止)

第 8 条 入札参加停止期間中の有資格業者が局の契約に関して下請け又は再委託することを承認してはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ上下水道事業管理者の承認を受けたときはこの限りでない。

(入札参加停止に至らない事由に関する措置)

第 9 条 入札参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(報告)

第 10 条 有資格業者は、別表第 1 各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を書面により報告しなければならない。

(審査委員会の審議)

第 11 条 この要綱に定めのない事項、この要綱によりがたい場合は、必要のつど審査委員会の審議を経て定める。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 4 月 1 日東大阪市上下水道局内規第共 7 号)

この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 4 月 1 日東大阪市上下水道局内規第共 2 号)

この内規は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

措 置 要 件	期 間
---------	-----

<p>(虚偽記載)</p> <p>(1) 局の契約に係る入札参加資格審査申請書、入札参加資格確認資料、その他の調査資料又は契約関係資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>6月</p>
<p>(入札等)</p> <p>(2) 有資格業者、有資格業者である個人若しくは法人の役員(監査役を除く。)(以下「役員等」という。)又は役員等以外の者(以下「使用人」という。)が、局発注工事等の入札等の事務にあたり、次のア～オのいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 入札説明会若しくは資料配布又は入札(見積合わせを含む。)において、秩序を乱す言動、態度をとった場合</p> <p>イ 有資格業者の故意又は過失により契約締結できなかった場合</p> <p>ウ 有資格業者の錯誤により落札が取消しとなったとき。</p> <p>エ 第9条に定める書面による警告を受け、1年以内に第9条に定める入札参加停止に至らない事由に該当した場合</p> <p>オ 非公表又は事後公表とされている情報を不当に得ようとした場合</p>	<p>3月</p> <p>6月</p> <p>3月</p> <p>2月</p> <p>6月</p>
<p>(言動・態度等)</p> <p>(3) 次のアからウに掲げる有資格業者の言動、態度について契約の相手方として不相当と認められるとき。</p> <p>ア 局職員に対し、暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な</p>	<p>12月</p>

<p>言動を行った場合</p> <p>イ 公務遂行に支障をきたす行為を行った場合</p> <p>ウ 局発注工事等において、交通誘導員について、監督員が指導したのにも関わらず、改善が見られなかった場合</p>	<p>3月</p> <p>2月</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>(4) 局発注工事等の契約の履行にあたり、過失により粗雑にしたと認められるとき(契約不適合の程度が軽微であると認められるときを除く。)</p> <p>(5) 局発注工事等以外(以下この表において「一般工事等」という。)の契約の履行にあたり、過失により粗雑にした場合において、契約不適合の程度が重大であると認められるとき。</p>	<p>4月</p> <p>2月</p>
<p>(契約違反)</p> <p>(6) 第4号に掲げる場合のほか、局発注工事等の契約の履行にあたり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると思われるとき。</p>	<p>3月～12月</p> <p>(別表第2のとおり)</p>
<p>(他の業者の妨害)</p> <p>(7) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員若しくはその使用人が、局の契約に関し、入札参加希望者が資格審査に応募すること、見積り若しくは入札すること、落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げたと認められるとき。</p>	<p>12月</p>

<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>(8) 局発注工事等又は一般工事等の契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき(軽微又は軽傷なものは除く。)</p>	<p>2月～12月 (別表第2のとおり)</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者等事故)</p> <p>(9) 局発注工事等又は一般工事等の契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者又は業務関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき(軽微又は軽傷なものは除く。)</p>	<p>2月～6月 (別表第2のとおり)</p>
<p>(贈賄)</p> <p>(10) 次のア又はイに掲げる者が業務に関し、局職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 役員等 イ 使用人</p> <p>(11) 次のア又はイに掲げる者が業務に関し、局職員以外の者に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 役員等 イ 使用人</p>	<p>36月 24月</p> <p>12月 6月</p>
<p>(あっせん利得処罰法違反行為)</p> <p>(12) 市発注工事等において有資格業者の役員等若しくはその使用人があっせん利得処罰法の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>12月</p>

<p>(13) 一般工事等において有資格業者の役員等若しくはその使用人があつせん利得処罰法の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>6月</p>
<p>(談合等)</p> <p>(14) 局発注工事等において有資格業者の役員等若しくはその使用人が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(15) 一般工事等において有資格業者の役員等若しくはその使用人が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>36月</p> <p>12月</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>(16) 局発注工事等に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(17) 一般工事等に関し独占禁止法に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>18月～36月 (別表第2のとおり)</p> <p>6月～12月 (別表第2のとおり)</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>(18) 局発注工事等に関し、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(19) 一般工事等に関し、建設業法の規定に違反し、契約</p>	<p>3月～12月 (別表第2のとおり)</p> <p>2月～6月</p>

<p>(その他事件等)</p> <p>(24) 前各号のほか、次のアからウに該当し契約の相手方として不相当と認められるとき。</p> <p>ア 銀行取引停止処分を受けるなどにより、営業不振が明らかになった場合</p> <p>イ 債権仮差押え決定又は、債権転付命令を受けた場合</p> <p>ウ 契約の履行上、下請代金等支払債務又は公衆に与えた損害等の紛争に誠意をもって解決に当たらなかった場合</p>	<p>正常な営業活動が営まれていると認められるまでの間</p> <p>事件が解決されるまでの間</p> <p>解決されたと認められるまでの間</p>
<p>(その他措置)</p> <p>(25) 市長が入札参加停止の措置を定めたとき。</p>	<p>市長が定めた期間</p>

別表第 2

措置要件		基準	期間	
契約違反	第 6 号	受注者の責により契約を解除した場合	1 2 月	
		正当な理由なく契約を履行しない場合		
		発注者の行う監督・検査業務執行を妨害するなどした場合		
		発注者の承認を得ず一括下請又は一括再委託を行ったとき。	3 月	
		契約の履行に必要な報告を怠った場合		
		契約等の履行に当たり、仕様書どおりの履行をしなかった場合で指摘しても改善しない場合(ただし、その程度が軽微であるときを除く。)		
		履行遅滞により公務に支障をきたした場合		
		工事請負契約において、次に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。)を下請負人とした場合 ・健康保険法(大正 1 1 年法律第 7 0 号)第 4 8 条の規定による届出 ・厚生年金保険法(昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号)第 2 7 条の規定による届出 ・雇用保険法(昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号)第 7 条の規定による届出		
安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故	第 8 号	局発注工事等に関する事故	死亡者を出した場合	1 2 月
			負傷者を出した場合	8 月
			被害が生じた場合	4 月
	一般工事等に関する事故	死亡者を出した場合	6 月	
		負傷者を出した場合	4 月	
		被害が生じた場合	2 月	

安全管理措置の不適切により生じた工事関係者等事故	第9号	局発注工事等に関する事故	死亡者を出した場合	6月
			負傷者を出した場合	4月
	一般工事等に関する事故	死亡者を出した場合	3月	
		負傷者を出した場合	2月	
独占禁止法違反行為	第16号	公正取引委員会から刑事告発を受け、又は役員等若しくはその使用人が逮捕された場合		36月
		排除措置命令若しくは課徴金納付命令が出されたとき、又は違反の事実が認定された場合		18月
	第17号	公正取引委員会から刑事告発を受け、又は役員等若しくはその使用人が逮捕された場合		12月
		排除措置命令若しくは課徴金納付命令が出されたとき、又は違反の事実が認定された場合		6月
建設業法違反行為	第18号	役員等若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合		12月
		営業停止処分がなされた場合		6月(ただし、営業停止期間が6月を超える場合は、その期間)
	指示処分がなされた場合		3月	
第19号	役員等若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合		6月	
	営業停止処分がなされた場合		3月(ただし、営業停止期間が3月を超える場合は、その期	

			間)
		指示処分がなされた場合	2月
不正、不誠 実な行為	第21号 ア	役員等若しくはその使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	3月
		業務に関する法令（建設業法を除く。）に違反し、監督官庁から営業停止処分がなされたとき。	3月（ただし、営業停止期間が3月を超える場合は、その期間）
		監督官庁から処分を受け（営業停止処分を除く）又は法令に基づき商号等を公表された場合	1月